

生徒心得

1 学 習

- (1) 学習は全ての学校生活の中心である。
- (2) 教科担任より課された学習、復習、提出物は必ず提出すること。
- (3) 授業は静かに受け、他の生徒の迷惑になる行為や転席、無断退席をしないこと。
- (4) 定期考査は学級担任、教科担任がやむを得ぬと認めた場合以外受験しなければならない。
 - ア 答案は白紙であっても必ず提出しなければならない。
 - イ 考査で不正行為をしたものは規程にもとづいて指導される。
 - ウ 遅刻した場合は所定の用紙に証明をもらい試験監督者に提出し、許可を得ること。

2 届出許可

次の事項は所定の用紙により届け出て許可を受けなければならない。

- (1) 遅刻・早退
- (2) 住所変更、家族移動、保証人変更および職場変更した場合は速やかに学校に届け出ること。
- (3) 車両運転免許を取得した場合は速やかに学校に届け出ること。
- (4) 車両で送迎される場合は願い出て、許可を受けること。

3 服 装

- (1) 働きながら学ぶ高校生として質素で端正な服装であること。
- (2) 上靴は学校指定のものを着用すること。スリッパ、サンダル等は厳禁する。ただし、疾病のためやむを得ず着用する場合は担任の許可を得ること。

4 所持品等について

- (1) 身分証明書は常に携帯すること。
- (2) 所持品を紛失したときおよび拾得したときは必ず先生に届け出る。
- (3) 学校納入金は定められた日に口座振替により納入すること。口座振替ができない場合は、学校事務窓口で現金を納入すること。大金をやむを得ず持参する場合は関係の先生に預けるようにし盗難防止につとめること。
- (4) 生徒相互間の物品、金銭の貸借は慎重を期すること。
- (5) 所持品については自己管理をし、他人に迷惑にならないようにすること。
- (6) 学習活動に必要なものは学校に持ち込まないこと。
- (7) 装身具（イヤリング、ピアスなど）は使用しないこと。

5 交際・外出

- (1) 男女の校外における交際は健全なものでなければならない。
- (2) お祭り、お盆、クリスマス、正月等の外出、交遊等は特に留意し絶対過ちを犯すことのないように注意する。
- (3) 外出の帰宅時間は午後10時までとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。
- (4) 次のような場所への出入りは認めない。
 - 酒を飲ませることを主とする飲食店、麻雀荘、パチンコ店、その他遊技場。

6 その他一般的事項

- (1) 喫煙、飲酒は絶対にいけない。
- (2) 正しい言語を使用し、粗悪な言語、不良の隠語のごときものは厳につつしむこと。
- (3) 校舎、校具、教材はていねいに取り扱い、もし破損等の場合には担任に申し出ること。
- (4) 関係ない教室への出入りは禁止する。
- (5) 授業中の飲食を禁ずる。
- (6) 校内は土足厳禁とする。
- (7) 休業日、休日等の学校使用は事前に届け出て許可を得る。
- (8) 外泊は家人、雇用主の指示により親戚、知人等を訪問したときに限る。
- (9) 通学については事故を起こさないよう十分注意すること。
- (10) 休業中の生活については生徒心得に準ずるものとする。

7 免許取得及び車両使用に関する規則（平成3年4月1日）

- (1) 車両運転免許取得は届け出制とする。
- (2) 車両（自転車以外）による通学は禁止する。
- (3) 車両による送迎を希望する者は車両送迎許可願いを提出し許可を受けること。又部外者の車両に乗ることは禁止する。
- (4) 自転車通学をしようとする者は自転車通学届けを提出し、使用する自転車には所定のステッカーを貼ること。
- (5) 免許取得者は本校交通安全委員会に加入し常時車両の整備点検はもとより、事故の防止に積極的に取り組むこと。